

佐伯市公告第 70 号

令和 7 年度佐伯市工場用地適地調査業務委託公募型プロポーザルの実施について

令和 7 年度佐伯市工場用地適地調査業務委託に関する公募型プロポーザルを次の要領において実施するので公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

佐伯市長 富 高 国 子



令和 7 年度佐伯市工場用地適地調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、「大分県産業用地整備 3 か年加速化事業」を受けて、本市内に位置する登録候補地等の工場用地としての利用可能性について、専門的かつ多面的な観点から調査及び評価を行い、今後の土地利用についての方向性を判断するための基礎資料を作成することを目的とし、受託候補者の選定に関して必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度佐伯市工場用地適地調査業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで
- (3) 業務内容 別紙「令和 7 年度佐伯市工場用地適地調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 提案上限額 16,038,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※契約金額の上限額を示すものであり、この金額で契約を約束するものではない。

3. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 2 号）に規定する暴力団または暴力団員に該当する者ではないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 市税等の未納がない者であること。
- (6) 申込者が佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格の有資格者である場合は、公告日か

ら契約締結日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式により、企画提案書及びプレゼンテーション等を基に審査し、受託候補者を選定する。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和 7 年 7 月 16 日（水）正午まで ※必着

(2) 質問方法

質問票（様式第 5 号）を本要領「15. 問い合わせ先」に記載している電子メールアドレス、ス宛に送信すること。なお、送信した場合は電話でメール着信の確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに、質問内容と併せて、質問者名を伏せて本市のホームページ上で行う。ただし、簡易な質問については、電子メールにて個別に回答する。

6. 参加申込

(1) 提出書類（各 1 部）

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 会社概要（様式第 2 号）

※会社のパンフレット等があれば併せて提出すること。

ウ 過去 5 年間の同種業務の実績（様式第 3 号）

※同種業務の受託実績がある場合に限る。

エ 誓約書（様式第 4 号）

オ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ 納税証明書（写し可：法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その 3 の 3）・市税完納証明書（原本のみ：佐伯市に本店又は支店等がある場合のみ必要）

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時まで ※必着

持参の場合は、土日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便）で提出すること。なお、郵便事故等については、本市はその責めを負わないものとする。

(4) 提出場所

本要領「15. 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加申込者の参加資格を確認し、結果を全ての申込者に通知する。ただし、申込者多数の場合は、過去の実績等を踏まえ総合的に参加の可否を判断する場合もある。

7. 参加の辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を企画提案書の提出期限（令和7年7月31日（木）午後5時）までに提出すること。

8. 企画提案書等の提出

本企画提案に参加する事業者は、下記提出書類について、正本1部（代表者印を押印しているもの）及び副本9部（正本の写し）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式第7号）

イ 企画提案書（任意様式）

①実施方針

②業務内容に関する提案

別紙「令和7年度佐伯市工場用地適地調査業務委託仕様書」を参考に提案を行うこと。

③実施体制

責任者、技術者等の配置、担当業務、本市への連絡体制について記載すること。

④業務工程

業務の工程、本市と事業者との役割分担を記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

（ア）提案上限額の範囲内での見積額（消費税及び地方消費税を含む）とすること。

（イ）総額だけでなく、積算内容も記載すること。

(2) 作成上の留意点

ア 提出書類はA4版とし、表紙、目次を除き下段余白にページ番号を付けて両面印刷とすること。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

イ 縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便）で提出すること。なお、郵便事故等については、本市はその責めを負わないものとする。

(4) 提出期限

令和7年7月31日（木）午後5時まで ※必着

持参の場合は、土日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

(5) 提出先

本要領「15. 問い合わせ先」に提出すること。

9. プレゼンテーション

企画提案について、下記のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時及び場所

ア 日時：令和7年8月4日（月）～8日（金）の間のいずれか

イ 場所：佐伯市役所本庁舎 6階 第一委員会室ほか

※実施時間等の詳細は参加者に別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間配分

ア 準備 5分程度

イ 企画提案 20分程度

ウ 質疑応答 15分程度

エ 片付け 5分程度

※参加する提案者数によっては変更となる場合がある。

(3) 留意事項等

ア 参加者は4人以内とする。

イ 当日の追加資料の配布等、事前に提出された企画提案書等以外の資料を使用するの説明は不可とする。なお、パワーポイントを使用した説明も可とするが、パワーポイントでの表示内容は、提出した企画提案書等の範囲内とし、企画提案書等に記載がない内容の表示は行わないこと。

ウ 会場には、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル及び電源を準備するが、その他必要な物品については提案者が持参すること。

エ プレゼンテーションの順番については、提案書の到達順とする。

10. 選定方法等

(1) 選定方法

価格のみの競争ではなく、事業者の専門性、技術力のほか業務実績など、その適格性を確認するため提出書類やプレゼンテーションの内容を審査し、最も高い評価を受けた者から順に受託候補者及び次点候補者として選定する。また、総合点が同点の場合は、選定委員会の委員長及び委員による合議で受託候補者を決定する。

ただし、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

なお、企画提案者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合は、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(2) 選定委員会

受託候補者の審査・選定に当たり、「令和7年度佐伯市工場用地適地調査業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、評価基準及び配点を定め、企画提案等の評価を行う。

(3) 評価基準及び配点

評価基準及び配点は以下のとおりとする。

区分	項目	配点
実施方針 (10 点)	業務の目的を十分理解し、取組意欲が感じられるか。	5 点
	仕様書の内容を的確にとらえ、明確かつ具体的に提案しているか。	5 点
提案内容 (60 点)	仕様書「5. 業務内容(1)～(3)」の各項目について、効果的な手法が提案されているか。	40 点
	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	10 点
	仕様書に定める手法以外にも、目的実現に向けたより高い効果が見込まれる手法等が独自に提案されているか。	10 点
業務体制等 (10 点)	業務に関する知識を有し、業務量に見合った体制となっているか。業務の実施に当たり、円滑な遂行を図るため、本市と協議・調整を行うことができる体制となっているか。	5 点
	業務を遂行するための実現性が確保されたスケジュールとなっているか。	5 点
小 計		80 点
業務実績 (10 点)	過去 5 年間に同種の業務を実施した実績があるか。	10 点
価格点 (10 点)	満点(10 点) × (提案価格の最低価格 / 自社提案価格)	10 点
小 計		20 点
合 計		100 点

※委員 1 人あたり上記 100 点とする。

(4) 選定結果の通知・公表

選定委員会における選定結果については、参加者全員に通知する。あわせて、本市の公式ホームページに公開する。

なお、審査の内容、結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けないものとする。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 仕様書、本実施要領に示された条件等に適さない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案上限額を超える見積書を提出した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

12. 契約手続き

受託候補者は、本市と契約締結に向けた協議を行った上で、随意契約により契約手続きを行うものとする。なお、受託候補者との協議において合意に至らなかった場合は、次点候補者との協議を行うものとする。

13. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、本業務受託候補者の選定以外で企画提案者に無断で使用しないものとする。ただし、本市が本プロポーザルの報告や公表等について必要がある場合は、この限りでない。

14. スケジュール

区 分	日 程
公募開始	令和7年7月4日（金）
質問票の提出期限	令和7年7月16日（水）正午まで
質問票に対する回答	令和7年7月18日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年7月23日（水）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年7月25日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月31日（木）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年8月4日（月）～8日（金）予定
受託候補者の決定通知	令和7年8月中旬予定
契約内容の調整及び契約締結	令和7年8月中旬予定

15. 問い合わせ先

佐伯市役所観光ブランド推進部商工振興課企業誘致係

住 所 〒876-8585
大分県佐伯市中村南町1番1号

電 話 0972-22-4597

メー ル kigyoyuti@city.saiki.lg.jp